

# 情 報

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止届出に係る意見聴取概要の公表について	・・・	2
一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	14
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	15
一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	16
貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年5月分)	・・・	17

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る  
意見聴取概要の公表について

道路運送法第15条の2第2項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送法施行規則第15条の9第2項により、下記のとおり公表する。

1. 届出の件名、事案番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止  
事案番号：26C02  
事業者名：千葉シーサイドバス 株式会社

2. 意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和8年6月10日（水曜日）  
10時00分から（千葉県）AB聴聞室  
13時00分から（千葉市）AB聴聞室  
※千葉県は書面による意見となった。

3. 意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は名称及び住所

- ・千葉県知事 千葉県千葉市中央区市場町1-1
- ・千葉市長（代理：千葉市都市局都市部交通政策課 主査 大越 忠蔵）  
千葉県千葉市中央区千葉港1番1号

4. 陳述の要旨

【千葉県】

別紙のとおり

【千葉市】

本路線は、千葉シーサイドバス株式会社が運行する総武線幕張駅入口と京葉線海浜幕張駅を結ぶ路線です。

廃止の理由は、深刻な運転手不足と運転手の高齢化により路線の維持が難しく、事業継続が不透明であるためと事業者からは説明を受けていますが、本市では、

生活交通バス路線維持支援（運行欠損額への補助）や運転手養成支援制度（免許取得費への支援）などにより積極的に事業者支援を行っており、市内で路線バスを運行する他事業者は全て当該制度を活用しているにも関わらず、千葉シーサイドバス株式会社は当該支援の活用もなされずに、本路線を含む当該3路線について廃止を決定し、届出がなされたことは甚だ遺憾です。

当該路線の廃止については、千葉県バス対策地域協議会千葉分科会で、本市意見として、撤退後の代替交通の検討などに時間を要することから、事業計画の変更の日を繰り上げることなく9月末までの確実な運行を要請しているところで

す。また、事業者には公共交通としての社会的責任に鑑み、路線廃止による地域への影響を踏まえ届出されたような廃止によらず、減便や運行区域の見直しなどによる路線維持の検討、また、いかなる対応になろうとも沿線地域住民やバス利用者に対し、しっかりと説明責任を果たすよう適切な対応を求めるとともに、監督官庁である御局におかれましても、路線廃止による影響を最小限に抑えるため、事業者への指導などについて配慮をお願いします。

(別紙5-2)  
交計第155号  
令和8年6月10日

関東運輸局長 様

千葉県千葉市中央区市場町1-1  
千葉県  
千葉県知事 熊谷 俊人  
(公印省略)

意見の陳述書

今般、令和8年6月10日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名および事案番号  
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止  
事案番号：26C02
2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名  
千葉県知事 熊谷 俊人
3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見  
千葉県バス対策地域協議会にて協議中の事案であり、届出された路線の廃止日より前に路線の廃止を行ったとしても、旅客の利便を阻害するおそれがないと認められない。



一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る  
意見聴取概要の公表について

道路運送法第15条の2第2項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送法施行規則第15条の9第2項により、下記のとおり公表する。

1. 届出の件名、事案番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止  
事案番号：26C03  
事業者名：千葉シーサイドバス 株式会社

2. 意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和8年6月10日（水曜日）

10時40分から（千葉県）AB聴聞室

13時40分から（千葉市）AB聴聞室

15時00分から（習志野市）AB聴聞室

16時20分から（八千代市）AB聴聞室

※千葉県、習志野市、八千代市は書面による意見となった。

3. 意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は名称及び住所

- ・千葉県知事 千葉県千葉市中央区市場町1-1
- ・千葉市長（代理：千葉市都市局都市部交通政策課 主査 大越 忠蔵）  
千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
- ・習志野市長 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号
- ・八千代市長 千葉県八千代市大和田新田312-5

4. 陳述の要旨

【千葉県】

別紙のとおり

【千葉市】

本路線は、千葉シーサイドバス株式会社が運行する京成八千代台駅と京葉線

海浜幕張駅を結ぶ路線です。

廃止の理由は、深刻な運転手不足と運転手の高齢化により路線の維持が難しく、事業継続が不透明であるためと事業者からは説明を受けていますが、本市では、生活交通バス路線維持支援（運行欠損額への補助）や運転手養成支援制度（免許取得費への支援）などにより積極的に事業者支援を行っており、市内で路線バスを運行する他事業者は全て当該制度を活用しているにも関わらず、千葉シーサイドバス株式会社は当該支援の活用もなされずに、本路線を含む当該3路線について廃止を決定し、届出がなされたことは甚だ遺憾です。

当該路線の廃止については、千葉県バス対策地域協議会千葉分科会で、本市意見として、撤退後の代替交通の検討などに時間を要することから、事業計画の変更の日を繰り上げることなく9月末までの確実な運行を要請しているところです。

また、事業者には公共交通としての社会的責任に鑑み、路線廃止による地域への影響を踏まえ届出されたような廃止によらず、減便や運行区域の見直しなどによる路線維持の検討、また、いかなる対応になろうとも沿線地域住民やバス利用者に対し、しっかりと説明責任を果たすよう適切な対応を求めるとともに、監督官庁である御局におかれましても、路線廃止による影響を最小限に抑えるため、事業者への指導などについて配慮をお願いします。

【習志野市】

別紙のとおり

【八千代市】

別紙のとおり

(別紙5-2)  
交 計 第 1 5 6 号  
令 和 8 年 6 月 1 0 日

関 東 運 輸 局 長 様

千葉県千葉市中央区市場町1-1  
千葉県  
千葉県知事 熊谷 俊人  
(公印省略)

意 見 の 陳 述 書

今般、令和8年6月10日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に参加することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名および事案番号  
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止  
事案番号：26C03
2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名  
千葉県知事 熊谷 俊人
3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見  
千葉県バス対策地域協議会にて協議中の事案であり、届出された路線の廃止日より前に路線の廃止を行ったとしても、旅客の利便を阻害するおそれがないと認められない。



令和8年5月29日

関東運輸局長 殿

住 所 習志野市鷺沼2-1-1  
地方自治体名 習志野市  
(首長名) 市長 宮本 泰介

意見の陳述書

今般、令和8年6月10日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号  
事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止  
事案番号：26C03

2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名  
氏名：宮本 泰介  
職名：習志野市長

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見  
(別紙等に分けて記述することも可能です。)

本件における本市域の路線は、1日1往復の運行ではあるが、実籾駅や幕張方面への生活の足として利用されており、路線の廃止による影響はあるものと考えている。

一方で、廃止路線とは別ルートではあるものの、コミュニティバスが運行されており、影響は限定的で交通空白は生じないものと捉えている。

路線を廃止する際には、周辺への十分な周知・説明を行うことを要望する。



(別紙5-2)

都 第 295号  
令和8年6月9日

関東運輸局長 殿

千葉県八千代市大和田新田312番地の5  
八千代市長 服部 友則  
(公印省略)

意見の陳述書

今般、令和8年6月10日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号  
事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止  
事案番号：26C03
2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名  
戸田 隆大（八千代市都市整備部都市計画課長）
3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見  
路線の廃止については、利用者数も少なくやむを得ないと考えますが、路線の廃止にあたっては、地域住民や利用者等に十分な周知や説明を行うようお願いいたします。



一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る  
意見聴取概要の公表について

道路運送法第15条の2第2項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送法施行規則第15条の9第2項により、下記のとおり公表する。

1. 届出の件名、事案番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止  
事案番号：26C04  
事業者名：千葉シーサイドバス 株式会社

2. 意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和8年6月10日（水曜日）

11時20分から（千葉県）AB聴聞室

14時20分から（千葉市）AB聴聞室

15時40分から（習志野市）AB聴聞室

※千葉県、習志野市は書面による意見となった。

3. 意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は名称及び住所

- ・千葉県知事 千葉県千葉市中央区市場町1-1
- ・千葉市長（代理：千葉市都市局都市部交通政策課 主査 大越 忠蔵）  
千葉県千葉市中央区千葉港1番1号
- ・習志野市長 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

4. 陳述の要旨

【千葉県】

別紙のとおり

【千葉市】

本路線は、千葉シーサイドバス株式会社が運行する路線で、花見川区北部に位置する花島公園から集落地である長作町や武石地区を通り、総武線幕張駅を經由し京葉線海浜幕張駅を結び、1日100便以上運行され1000人を超える利用

がある重要な生活路線です。

廃止の理由は、深刻な運転手不足と運転手の高齢化により路線の維持が難しく、事業継続が不透明であることのほか、道路走行環境が悪いためと事業者から説明を受けていますが、本市では、生活交通バス路線維持支援（運行欠損額への補助）や運転手養成支援制度（免許取得費への支援）などにより積極的に事業者支援を行っており、市内で路線バスを運行する他事業者は全て当該制度を活用しているにも関わらず、千葉シーサイドバス株式会社は当該支援の活用もなされずに、本路線を含む当該3路線について廃止を決定し、届出がなされたことは甚だ遺憾です。

なお、本市でも当該届け出を受け、緊急的な対応として乗降調査などを実施し、廃止届出の添付書類に記載のある利用状況などを確認したところ、本路線の朝晩運行の各便は30人以上の利用があること、運行する区間に隣接する道路への迂回運行により道路事情は大きく改善可能であることなどを把握しております。

当該地域において、バスを運行する者は千葉シーサイドバス株式会社のみであるため、今回の廃止により当該地域は公共交通不便地域となるため、本市としては影響を最小限に抑えるため代替交通の検討などを進めるとともに、千葉県バス対策地域協議会千葉分科会で、本市意見として、撤退後の代替交通の検討に時間を要することから、9月末での廃止ではなく廃止期日を可能な限り遅らせるよう要請を重ねているところでありますが、改めて廃止期日の延長を求めるものです。

また、事業者には公共交通としての社会的責任に鑑み、路線廃止による地域への影響を踏まえ届出されたような廃止によらず、減便や運行区域の見直しなどによる路線維持の検討、また、いかなる対応になろうとも沿線地域住民やバス利用者に対し、しっかりと説明責任を果たすよう適切な対応を求めるとともに、監督官庁である御局におかれましても、路線廃止による影響を最小限に抑えるため、事業者への指導などについて配慮をお願いします。

#### 【習志野市】

別紙のとおり

(別紙5-2)  
交 計 第 1 5 7 号  
令 和 8 年 5 月 1 0 日

関 東 運 輸 局 長 様

千葉県千葉市中央区市場町1-1  
千葉県  
千葉県知事 熊谷 俊人  
(公印省略)

意 見 の 陳 述 書

今般、令和8年6月10日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名および事案番号  
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止  
事案番号：26C04
2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名  
千葉県知事 熊谷 俊人
3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見  
千葉県バス対策地域協議会にて協議中の事案であり、届出された路線の廃止日より前に路線の廃止を行ったとしても、旅客の利便を阻害するおそれがないと認められない。



令和8年5月29日

関東運輸局長 殿

住 所 習志野市鷺沼2-1-1  
地方自治体名 習志野市  
(首長名) 市長 宮本 泰介

意見の陳述書

今般、令和8年6月10日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号  
事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止  
事案番号：26C04
2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名  
氏名：宮本 泰介  
職名：習志野市長

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見  
(別紙等に分けて記述することも可能です。)

本件における路線は、本市市民が幕張方面への生活の足として利用しており、路線の廃止による影響はあるものと考えている。

一方で、廃止路線とは別ルートではあるものの、コミュニティバスが運行されており、影響は限定的で交通空白は生じないものと捉えている。

路線を廃止する際には、周辺への十分な周知・説明を行うことを要望する。



令和8年6月16日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年6月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	小川交通有限会社（法人番号：7050002036865） 代表者 渡部 大輔
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県守谷市高野646-1 (本社営業所) 茨城県守谷市高野646-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 85日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項
(6) 違反行為の概要	令和7年11月13日、新規許可を受けたことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(2)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第1項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 9点 当該事業者の累積点数 9点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年6月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年6月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	黒潮観光有限会社（法人番号：6040002085443） 代表者 石井 勝
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県八千代市麦丸1340 (本社営業所) 千葉県八千代市麦丸1340
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年12月15日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和8年6月24日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	高野総合運輸 株式会社 代表者：高野 和久 栃木県さくら市馬場132-1
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 栃木県矢板市こぶし台8番地
(4) 行政処分等の内容	事業の一部停止処分30日間及び輸送施設の使用停止処分20日車
(5) 主な違反事項	著しい乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）
(6) 違反行為の概要	<p>法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年5月8日及び同年5月22日に監査を実施。6件の違反が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 著しい乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）</li> <li>(2) 点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項）</li> <li>(3) 業務記録の記載事項違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条）</li> <li>(4) 運行記録計による記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条）</li> <li>(5) 運行指示書の作成義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項～第3項）</li> <li>(6) 運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）</li> </ul>
(7) 違反点数付与状況	<p>当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 32点</p> <p>当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 32点</p>

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年5月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分点数
20260512	株式会社 ヒューテックノオ リン(法人番号 7010601014110)代表者: 安喰 徹	東京都新宿区若松町3 3-8	栗橋	埼玉県久喜市栗橋東6 -18-1	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第10条 第1項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年5月21日及び同年6月5日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	3	3
20260519	かみいちサービス 株式会 社(法人番号 2120901018597)代表者: 山田 優弥	大阪府摂津市別府一 丁目17番30号	関東支店	神奈川県横浜市旭区柏 町69-5-104	輸送施設の使用停止 (105日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第10条 第1項	行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として、令和6年11月27日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)勤務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(8)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	11	11
20260526	アール企画 株式会社(法 人番号8011701016433)代 表者:國又 直人	東京都江戸川区西葛 西8-8-16	横浜	神奈川県横浜市戸塚区 平戸町332	輸送施設の使用停止 (226日車)、輸送の安 全確保命令	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 5項	法令で規定された報告書に関して法令違反の疑いがあったことを端緒として、令和7年6月20日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)勤務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)酒酔い・酒気帯び乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項)、(3)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(5)飲酒運転防止に係る点呼実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	23	23

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)